改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　［略］ 一～二十二　［略］ 二十三　機構法第十一条第二項第三号に規定する燃料の調達に関する事項 二十四～二十七　［略］ （経理の方法） **第二十一条**　［略］ 一・二　［略］ 三　機構法第十一条第二項第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。） 四　前三号に掲げる業務以外の業務（これらに附帯する業務を含む。） 2　［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　［略］ 一～二十二　［略］ ［新設］ 二十三～二十六　［略］ （経理の方法） **第二十一条**　［略］ 一・二　［略］ ［新設］ 三　前二号に掲げる業務以外の業務（これらに附帯する業務を含む。） 2　［略］

附　則

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

○国土交通省令第八十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日　　国土交通大臣　赤羽　一嘉

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　内部部局 第一節　特別な職の設置等（第一条） 第二節　課の設置等 第一款　総務部（第二条―第七条） 第二款　情報基盤部（第八条―第十三条）	目次 第一章　内部部局 第一節　特別な職の設置等（第一条） 第二節　課の設置等 第一款　総務部（第二条―第八条） 第二款　予報部（第九条―第十三条）
第三款　大気海洋部（第十四条―第二十条） 第四款　地震火山部（第二十一条―第二十五条） 第三節　課の内部組織等 第一款　総務部（第二十六条―第二十八条） 第二款　情報基盤部（第二十九条―第三十三条） 第三款　大気海洋部（第三十四条―第三十九条） 第四款　地震火山部（第四十条―第四十四条） 第二章　施設等機関 第一節　気象研究所（第四十五条―第六十一条） 第二節　気象衛星センター（第六十二条―第六十七条） 第三節　高層気象台（第六十八条―第七十四条） 第四節　地磁気観測所（第七十五条―第八十二条） 第五節　気象大学校（第八十三条―第九十条） 第三章　地方支分部局（第九十一条―第百二十五条） 第四章　雑則（第百二十六条） 附則 （総務部に置く課等） **第二条**　総務部に、次の三課並びに経理管理官及び国際・航空気象管理官それぞれ一人を置く。 総務課 人事課 企画課 （削る）	第三款　観測部（第十四条―第十七条） 第四款　地震火山部（第十八条―第二十二条） 第五款　地球環境・海洋部（第二十三条―第二十七条） 第三節　課の内部組織等 第一款　総務部（第二十八条―第三十条の三） 第二款　予報部（第三十一条―第三十四条） 第三款　観測部（第三十五条―第三十七条） 第四款　地震火山部（第三十八条―第四十一条） 第五款　地球環境・海洋部（第四十二条―第四十四条の二） 第二章　施設等機関 第一節　気象研究所（第四十五条―第六十一条） 第二節　気象衛星センター（第六十二条―第六十七条） 第三節　高層気象台（第六十八条―第七十四条） 第四節　地磁気観測所（第七十五条―第八十二条） 第五節　気象大学校（第八十三条―第九十条） 第三章　地方支分部局（第九十一条―第百二十五条） 第四章　雑則（第百二十六条） 附則 （総務部に置く課等） **第二条**　総務部に、次の四課並びに経理管理官及び航空気象管理官それぞれ一人を置く。 総務課 人事課 企画課 情報利用推進課